

総行安第46号

令和5年9月21日

関係県総務部長 殿

(安全衛生担当課・市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室長

(公印省略)

令和5年台風第6号、第7号又は第13号による災害復旧業務に
従事する職員の健康管理・安全衛生について

この度の令和5年台風第6号、第7号又は第13号により被災された地方公共団体におかれては、一日も早い復旧等に向けて多大な御尽力をされていると承知しています。

災害対応や復旧・復興業務に従事する職員は、十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに不調をきたすことが懸念されることから、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただくよう、「令和5年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」(令和5年5月23日付け総行安第30号)(別紙1参照)において助言しているところです。

つきましては、地方公務員共済組合が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口(別紙2参照)の活用について職員に周知していただくとともに、(一財)地方公務員安全衛生推進協会が各地方公共団体の職員(他の地方公共団体からの応援職員を含む。)や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業について積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

併せて、貴県内の関係市町村及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

(連絡先)

安全厚生推進室安全厚生係

担 当：板垣、別所

T E L：03-5253-5560(直通)

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp